

2021年2月9日

意見陳述書

原告 B

私の専攻分野は、ドイツ現代政治と平和研究です。

日本とドイツは、英仏より遅れた近代国民国家の樹立、急激な富国強兵と帝国主義化、1930年代のファシズムへの傾斜、第二次世界大戦での無条件降伏、戦後の急速な復興と、似たような近現代史を歩んできました。それは偶然の一致ではなく、明治初期に米欧を視察した岩倉使節団一行ら当時の指導層が、ドイツ、特にその中核のプロイセンを「政略に秀で、文化が整い、そして軍事能力が高い」国として特別視し、「この国の政治・経済事情を研究することは、英仏の事情を学ぶより利益が多い」と判断、その憲法を手本に1889年欽定憲法を制定したことに起因します（『現代語訳 特命全権大使 米欧回覧実記』第3巻）。

しかしながら、今日の両国の立ち位置は対照的です。ドイツは、近隣諸国との和解を達成し、欧州地域統合の中核的な役割を果たしています。これに対し日本は、シュミット元西独首相から、「日本の友人は、世界にわずかしかない。・・・決定的なのは、日本人が征服や犯罪行為をあったこととして認め、それを遺憾に思うことができないところにある」と指摘される状況です（『大国の明日』）。

ところが、こうした問題提起の日本での受け止め方は、外務省HP「歴史問題Q&A」が示すように、「過去の問題への取り組み」についてドイツと比較されることから逃避するばかりです。1945年の敗戦に至る時期区分や戦後の占領体制など、両国の違いを踏まえてもなお、日本側の決定的な欠陥として明らかなのは、これを対外的な「戦後処理」の問題に矮小化し、そもそも戦争を招来した暴力支配への省察が欠けている点です。ドイツの暴力支配がナチスの独裁であれば、日本の暴力支配は、天皇制と私有財産制への批判を封じた治安維持法の政治です。

しかし、戦後米国が日本統治に利用するため天皇を免責したことから、日本では、戦争への根本的な反省がなされませんでした。

ナチスの時代の人権蹂躪・民族殺戮を認識するドイツは、基本法（憲法）第1条で、法的秩序の頂点に国家の優位ではなく人間の尊厳を置いています。とはいえ、彼らがナチス暴力支配の影から自分たちを解放しなければならないと自覚し、過去と向き合うようになったのは、1960年代後半以降のことです。以来、加害者の処罰、被害者の補償、刑罰や教育による再発防止が多角的に取り組み、市民の間に歴史的・政治的な鋭敏さや、犠牲者への共感（エンパシー）が育まれました。その結果この国には、2003年米英の対イラク侵略戦争に対する国民的批判や、2015年大量の難民を迎えた「歓迎文化」に見られる、新たなアイデンティティが形成され、それが世界から多大の信頼を集めているのです。

平和研究において、「平和」の対義語は「戦争」ではなく「暴力」です。それは、戦争・テロなどの「直接的暴力」、飢餓・貧困・差別などの「構造的暴力」、それらを容認・賛美する「文化的暴力」に大別されます。

この観点から見れば、1945年12月15日、旧枢軸国への非軍事化・民主化政策の一環として、連合軍最高司令官総司令部（GHQ）が日本政府に発した「神道指令」は、日本の超国家主義・軍国主義の源泉である国家神道という文化的暴力の克服を目指した措置と言えます。連合軍は、国家神道が日本国民の意思決定の依存的性格を強め、個人の責任という概念を希薄化し、戦争体制に結びついたという問題意識をもっていたからです。つまり、「政教分離」の問題は、単なる法的解釈の次元ではなく、天皇制イデオロギーに束縛された日本人の精神構造の問題として捉えられねばならないのです。

近代日本は、「君権を機軸」（1888年6月18日、伊藤博文による憲法起草の大意についての説明）とし、天皇を政治および道德の絶対的価値とし、人々に権威主義的臣民的メンタリティを植え付けました。弥生時代前期の紀元前660年が「神武紀元」と定められたように、それはまさに、若い国民国家の政治的要請

から人工的に「創られた伝統」(エリック・ホブズボウム)にほかなりません。

そうした事実はどうあれ日本は未来永劫「天皇の国」「神の国」なのだという本質主義的な態度は、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義という日本国憲法の原理に反するものです。「万邦無比」「忠君愛国」「八紘一宇」といったスローガンが示すように、この本質主義は、自分たちが生まれながらにして優越していることを前提とし、他者を差別・排除する危険な文化的暴力です。

権威主義的臣民的メンタリテイの世界で人々は、上からの指図や命令に盲目的に従い、それをさらに下に強要するだけでなく、権威・権力に疑問を覚え、独立した思考をする人間を敵視します。それは、自由な思想を育み、内面の規範、人間としての主体性と責任意識を獲得・確立することを妨げ、民主主義・市民社会の形成を阻害します。

「主基田抜き穂の儀」に府知事らが参列し、そのための公金を支出したことは、「伝統」(それが近代の創作であるにもかかわらず)を口実に、「天皇」を前に思考停止して新たなアイデンティティの可能性を否認し、権威主義的・臣民的価値観、選民思想を漫然と助長する文化的暴力の一形態と言わざるを得ません。それがいずれ、明治憲法になかった「思想・良心の自由」(憲法 19 条)の否定に繋がっているのではないかと、私は強い危惧を抱きます。